

# 個人事業税(第1期分)の納期限は 9月2日(月)です。

令和6年度の納税通知書は**8月1日(木)**に発送します。

年間の税額が1万円を超える場合は、第1期分と第2期分の納付書を併せてお送りしますので、納付時にお間違いのないようご注意ください。

(第2期分の納期限は、令和6年12月2日(月)となります。)

**個人事業税**は、納期限の日にご指定口座から自動引き落としされる**口座振替**(※)

をご利用いただけるほか、納税通知書に記載の金融機関や大阪府内の郵便局、コンビニエンスストア等でも納付することができます。

また、「**地方税統一 QR コード(eL-QR)**」に対応した**金融機関**や**スマートフォン決済アプリ**を利用した納付や、「**地方税お支払サイト**」を利用し、**クレジットカード納付**、**ペイジー納付(ATM、インターネットバンキング)**ができます。

**各府税事務所**で納付することもできます。

(※お申込みから概ね3ヶ月後の納付分から口座振替が開始されます。)

※納税が困難な場合は、納税の猶予制度がありますので、お早めに府税事務所へご相談ください。



大阪府広報担当副知事もずやん

※納付方法等の詳細については、  
大阪府ホームページ『府税あらかると』をご確認ください。

府税あらかると

検索